

第 3 回令和 2 年度浄化槽リノベーション検討会
議事録（案）

日時：令和 2 年 12 月 16 日（水）13:30～16:30

場所：日本環境整備教育センター 4 階大会議室

<出席状況（敬称略）>

出席者 委員：河村清史（委員長）、岩堀恵祐、木曾祥秋、小川浩、蛭江美孝、
山崎宏史、後藤雅司、高橋康浩、石井栄、宮原靖明、河野正美、
高橋静雄、高野三津敏
環境省：山本泰生、白石萌美
事務局：由田秀人、仁木圭三、濱中俊輔、武田文彦、高橋悟、澤村尚吾、
大石真弓、大道一夫

I. 議事

1. 第 2 回検討会議事録案について<資料 1 >

資料 1 に基づき、事務局より第 2 回検討会議事録案の確認が行われ、議事録とすることとなった。

2. 業務の実施状況について

(1) 災害時の浄化槽の広域的な復旧状況体制作りのための検討

災害時の浄化槽の広域的な復旧状況体制作りのための検討について、資料 2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6 に基づき説明があり、以下の意見があった。

【災害マニュアルについて（資料 2-2、2-3、2-4、2-5）】

- 震災偏と水害編は分冊か、合冊にするのか。（河村委員）
→配布・公開は、各主体が必要な部分を抜き出しやすいように Word と PDF を考えている。（環境省：白石係長）
- このマニュアルを見て、発災後に市町村は実際に動くことができるか。指定検査機関が統括する側で動くことは厳しいのではないか。被害状況の段階や日数で発災後の対応が書いてあるとよい。（高野委員）
→本マニュアルを見て、事前準備として体制作りから出発することが大切である、現場や災害規模、地域によって対応は異なるものであることを理解してもらう。マニュアルの内容は基本的な考えであり、地域の実状に沿って具体的にどう動くかはそれぞれの地域で考えて頂く。（環境省：山本室長）
→「1. はじめに」に、助言と本マニュアルの位置づけについて記述追加と、資

料2-2 p.6表2-2-1の“役割分担を協議”の部分に注釈を追加すること
とで対応とすること。(河村委員)

- 資料2-2 p. 1 (1) ②に、全体を統括とあるが、指定検査機関と浄化槽業界団体は同じ役割を担うのか。統括が指定検査機関と浄化槽業界団体でよいのか。特に、浄化槽業界団体はどのような位置づけになるか。(山崎委員)
→県によって業者からの情報収集や実務的な支持を出す主体が指定検査機関の場合と浄化槽業界団体の場合があるため、本マニュアルでは、指定検査機関あるいは浄化槽業界団体としている。(事務局)
→各主体の役割を考えたり、確認したりするためのマニュアルでもある。マニュアルの位置づけについても、「1. はじめに」に記載すること。(木曾委員、山崎委員)

【住民確認用チェック表(資料2-4)】

- 清掃記録、保守点検記録と一緒に保管されることが望ましい。保守点検業の登録(管理士講習会等)で配布するとより周知が進むのではないか。発災後は指定検査機関や保守点検業者が配布できるようにしておく、とよいと考える。(蛭江委員)

【災害推計について(資料2-6)】

- 浄化槽の基数のデータが欲しい理由は何か。備品等は人槽が分かったほうが用意しやすいと考えられる。住宅以外に設置されている浄化槽の基数が推計に含まれないことを明記しておく必要がある。(蛭江委員)
- 災害推計の手引きの位置づけを明確にした方がよい。(高野委員)

【その他】

- 市町村設置型の扱いがどうなるのか気になった。(蛭江委員)
- 発災時の教育センターの役割(浄化槽被害状況調査等)、国による全国的、広域的な取り組み内容の記載があるとよい。プッシュ型で外からの支援ができる検討があるとなおよい。(蛭江委員)

→災害廃棄物全体の対応の中で国が実施すること、被災した浄化槽への対応は、「1. はじめに」に記載する。「5. 被災時に利用可能な財政支援等」と絡めて国の役割を明記したい。(環境省：白石係長)

(2) 浄化槽台帳システムの作成及び普及展開に向けた検討

浄化槽台帳システムの作成及び普及展開に向けた検討について、資料3-1、3-2、3-3に基づき説明があり、以下の意見があった。

- 浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル改訂案(以下、台帳マニュアルとする。)では、どのシステムを導入するかは選択方式である。無料の環境省の台帳システムを配布した場合、台帳マニュアルに記載されているシステムの扱いはど

うなるのか。台帳マニュアルの位置づけはどうか。本業務の台帳システムの作成に行きついた経緯、理由が知りたい。(高野委員)

→マニュアルの位置づけは、浄化槽法で台帳の作成が義務づけられた背景から、行政が行政目的に合う形で台帳を作成する中で、参考情報や、留意事項等、手順を示すものである。環境省が作成する台帳が全てではなく、色々なシステムがあることを行政担当者会議等で周知することも考えている。(環境省：山本室長)

- 人海戦術で台帳を作成した場合、補助は出るのか。(高野委員)

→令和2年から循環交付金のメニューとしてシステム改修についての補助(1/3)が加えられている。(上限等は確認)どのような補助が適応されるのか等の情報を、行政担当者会議で説明していきたい。(環境省：山本室長)

- オープンソースソフトウェア(OSS)をQGISにした理由は何か。(高野委員)

→理由は3つある。

- オープンソースでカスタマイズが自由にできる。
- 使用コスト削減が図れるフリーで使用できる。
- プロトタイプでも使用されており、オープンソースの中では一番メジャーで役所でも使用されている。(環境省：山本室長、事務局)

- 浄化槽台帳を下水道台帳システムに組み込むようなマニュアルになっているように感じる。(高野委員)

→そのような意図はない。(事務局)

- 台帳マニュアルに記載されているURLが現在も有効か確認を行うこと。(河村委員)

(3) 浄化槽に関するデータ活用による管理の高度化及び効率化等に関する検討

浄化槽に関するデータ活用による管理の高度化及び効率化等に関する検討について資料4-1、4-2に基づき説明があり、以下の意見があった。

【保守点検・清掃の記録等のデータ活用について】

- データ活用により、水処理工学原理的部分、現場や型式の特徴が見えてくる。複眼的にデータ解析を行うとよいのではないか。(蛭江委員)

【遠隔監視について】

- 遠隔監視システムの通信費用等はいくらかかるか。(高橋(康)委員)
→システムは受注方法により異なる。通信料は他の分野でも使用されている、少ないデータでの安いプラン(～500円)がある。(事務局)
- どのメーカーでも遠隔監視システムを導入されているか。(高橋(康)委員)
→膜分離浄化槽では遠隔監視システムプランもあるという程度で実状ではほとんど採用されていない。農集ではある程度取り入れられている。(事務局)

- 膜分離が活性汚泥方式のため今回の検討では対象外なのか。遠隔監視付き膜分離の保守点検頻度は、国交省と環境省の協議で決定したのか。(河村委員)
 - 性能評価時代前に遠隔監視付き膜分離は、保守点検頻度を半分にすると決まっていたため、対象外である。(事務局)
 - 今年7月に閣議決定された規制改革の中で、令和2年度中に環境省として流調槽が前置された浄化槽について保守点検の緩和が可能か検討し答えを得ることになっている。建築センターのガイドラインで膜処理の遠隔監視システムは、保守点検頻度を緩和すると記載されている。当時の状況等、確認次第検討会やWGで情報を共有したいと考えている。(環境省：白石係長)
- 膜処理でのオーバーフローは、膜が詰まる致命的な欠陥であるため、警報が鳴るようにしている。現状の遠隔監視では膜間差圧が大きくなると、膜の目詰まりと認知するようにし保守点検頻度を緩和している。性能評定の時代にクボタが取得した。(河村委員、小川委員、後藤委員)
- 資料4-2のp. 1で基本的な方針の文章を分かりやすく修正する。(河村委員)
- 膜間差圧のデータのサンプリングレート(単位時間当たりの記録回数)は、どの程度か。(蛭江委員)
 - 人間が監視している部分の頻度は分からないが常時ではない。クボタの場合、1ヶ月まとめた膜差圧の結果が報告書として出されている。(後藤委員)
- 膜分離は目詰まりによるオーバーフローの防止を目標としていることに対し、現在の検討では保守点検回数を減らす前と同等の処理性能を満足することまで求めている。どこまでを目標にするか共通認識の中で検討をした方がよい。(蛭江委員)
 - 処理性能が出ないといけないというのが前提にある。WGでは、監視項目を絞り込んだが、処理水質も見ろべきという意見や実証を行うべきという意見もあった。イニシャルコストは高くなるが水質の監視が最終点である。短期、長期目標を織り交ぜ、WGの最終報告にしたいと考えている。(事務局、後藤委員)
- 破碎装置と細目スクリーンは検討の末、含まれていないのか。(河村委員)
 - 破碎装置は活性汚泥法に設置するため含んでおらず、細目スクリーンは粗目・微細目が主流でありあまり使用されないため含まれていない。(事務局)
- 流調をアラームWLで遠隔監視し、警報が出ること自体問題はないが、使用者の使用状況によっては、遠隔監視をして保守点検間隔を延ばすことをやめた方がいい場合もある。型式によって遠隔監視を付けるか付けないか決めてしまつてよいのか。中止すべき事項の但し書き等が必要である。(山崎委員)
 - 単に保守点検頻度の間隔を伸ばすわけではなく、トラブルが頻繁に出る施設

は、頻繁に行かなければならない。トラブルがあった場合は早急に対応すべきと条件付けしてもよいと考える。(小川委員)

- 保守点検の頻度が減っても、保守点検費用が減るとは限らないとすること。(高橋(静)委員)

→保守点検業者の利益も考えていきたい。(後藤委員)

3. 次回開催の日程について

- 第4回は2021年2月24日(水)13:30~16:30に開催。(コロナの状況により変更の可能性あり)
- 災害マニュアルの修正版を12/23に発送、1/8までコメントを募集。

<資料>

- 資料1 第2回令和2年度浄化槽リノベーション検討会議事録(案)
- 資料2-1 WG・検討会での主要コメントとその対応について
- 資料2-2 マニュアル改訂案たたき台(震災編)
- 資料2-3 マニュアル改訂案たたき台(水害編)
- 資料2-4 状況確認用チェックシート(改訂案)
- 資料2-5 災害時の浄化槽被害等対策マニュアル改訂案 目次(案)
- 資料2-6 GISを活用した災害推計の手引き(追加案)
- 資料3-1 浄化槽台帳システムの作成状況(第3回)
- 資料3-2 浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル改訂案
- 資料3-3 各行政目的を達成するために行政担当者が実施する作業
- 資料4-1 保守点検記録等のデータの活用手法と活用の提案
- 資料4-2 遠隔監視技術を活用した管理の高度化等に関する検討状況